

【山形大学大学院医学系研究科看護学専攻博士前期課程】

＊満たすべき水準

山形大学大学院医学系研究科

山形大学大学院の修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)のもと、医学系研究科では、以下のような知識・態度・能力を獲得した学生に「修士・博士」の学位を授与します。

1) 豊かな人間力

(1) 自身の持つ知識・技能を多角的に捉え、豊かな人間力と幅広い学識により諸課題への対応力がある。

(2) 専門職従事者としての倫理観と責任感を持ち、コンプライアンス遵守の精神を得ている。

2) 深化した専門的知識・技能と文理兼修による幅広い視野

(1) 専門分野における学術上の高度な概念や原理を体系的に理解している。

(2) 広い視野から研究の立案・遂行・統括することができる。

3) 多様な文化の理解とその共生に向けて行動できる能力

(1) 多様な文化と社会を取り巻く環境を理解し、協働することができる。

(2) 自身が取り組むべき課題を基に、新たな研究領域にも挑戦できる能力を身に付けている。

－看護学専攻（博士前期課程）－

山形大学大学院及び大学院医学系研究科の修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）のもと、教育プログラム（看護学専攻・博士前期課程）では、以下のような知識・態度・能力を獲得した学生に「修士」の学位を授与します。

1) 豊かな人間力

(1) 看護高度専門職業人として基本的人権擁護と高い倫理意識を有している。

(2) 豊かな学識と高い見識を備え、基礎理論に基づく疾病予防と生活支援方法を開発・整備できる能力を身に付けている。

2) 深化した専門的知識・技能と文理兼修による幅広い視野

(1) 科学的根拠に基づき、看護の現象、実践技術およびシステム上の課題を明らかにし解決するために、看護の研究を推進できる能力を獲得している。

(2) 現代社会が直面する看護・介護に関する諸課題についての教育・研究・実践活動を自律して展開できる能力を獲得している。

(3) 自身が取り組むべき課題を基に、新たな研究領域にも挑戦できる能力を身に付けている。

3) 多様な文化の理解とその共生に向けて行動できる能力

(1) 多様なサービス提供の場にあって、国内外を問わず学際的チームの協働・連携に寄与できる。

(2) 幅広い視野をもち、多様な文化の理解とその共生に向けて行動できる能力を有している。

＊項 目

1 「山形大学大学院医学系研究科看護学専攻博士前期課程学位論文提出の手引き」の規定に原則として沿っており、学術論文として適切な形式を踏まえていること。

2 看護学の科学的基盤の形成、又は看護実践の発展に貢献する意義が明確であること。

3 研究の遂行に際し、適切な倫理的手続きが取られていること。

4 論文の構成について

(1) 論文の題名が適切であること。

(2) 研究背景が論理的に記述され、研究目的が明確であること。

(3) 目的に沿った研究方法であること。

- (4) 分析方法が妥当であること。
- (5) 結果及び考察の導き方が妥当であること。
- (6) 目的に沿った結論が導き出されていること。
- (7) 文献が適切に用いられていること。
- (8) 図表・資料が適切に表示されていること。
- (9) 要旨については所定の形式を踏まえていること。
- 5 新知見が得られていること。
- 6 審査過程において、1～5項目全ての審査基準を満たしていると判定されたものを合格とする。

***審査委員の体制**

(山形大学学位規程)

- 第11条 研究科長は、山形大学学位規則第8条の規定による学位論文を受理したとき又は大学院規則第19条第3項に規定する試験及び審査(以下「特定審査」という。)を行うときは、学位論文内容又は特定審査に関連する科目の教授の中から3人以上の審査委員を選出し、学位論文の審査及び最終試験又は特定審査を行うものとする。ただし、必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として当該研究科に配置された教授以外の教員を審査委員に選ぶことができる。
- 2 研究科長は、学位論文の審査及び最終試験又は特定審査に当たって必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として本学大学院の他の研究科に配置された教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

***審査の方法**

- 1 論文審査は、主査が統括する。
- 2 主査1名、副査2名が論文審査に当たる。
- 3 研究指導教員は、論文審査に加わる。
- 4 論文審査は、山形大学大学院医学系研究科長（以下「研究科長」という。）に提出された論文について行う。
- 5 前項において、提出された論文とは、提出期限内に研究科長宛てに「学位論文審査願」とともに提出された論文をいう。
- 6 主査及び副査から論文に関する指摘を受けたときは、研究指導教員の責任の下に修正等を行う。
- 7 題名を変更する場合は変更願を提出しなければならない。